

桶川市国民保護対策本部及び桶川市緊急対処事態対策本部要綱

(平成18年11月24日市長決裁)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第27条及び法第183条において準用する法第27条で定める桶川市国民保護対策本部及び桶川市緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第2条 すべて市の職員は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、桶川市国民保護対策本部及び桶川市緊急対処事態対策本部の活動に尽力しなければならない。

第2章 桶川市国民保護対策本部

(設置及び廃止)

第3条 桶川市国民保護対策本部（以下「本部」という。）は、内閣総理大臣から本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったときに、国民保護に関する桶川市計画（以下「市計画」という。）の定めるところにより設置するものとする。

2 本部は、内閣総理大臣から本部を設置すべき地方公共団体の指定の解除通知があったときに、市計画の定めるところにより廃止するものとする。

(本部長、副本部長及び本部員)

第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 桶川市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。） 市長

(2) 桶川市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副市長、教育長、国民保護計画主管部長

(3) 本部長は、前項に掲げる者のほか、関係部局等必要と認める者を桶川市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）とすることができる。

（本部会議）

第5条 本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、必要に応じ、本部会議を招集し、主宰する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

（職員の配備体制及び活動内容等）

第6条 国民保護措置を実施する職員の配備体制は、次のとおりとする。

配備区分	配備基準	活動内容	参集する職員
警戒体制	市内で武力攻撃事態等の発生が予測され、国民保護計画主管部長が必要と認めた場合	主として情報の収集等の活動を行う。	あらかじめ指定された職員
緊急体制	市内で武力攻撃事態等が発生し、又は大規模な武力攻撃災害の発生が予測される場合で、市長が必要と認めた場合	武力攻撃災害の状況の調査及び必要な応急対策等を実施する。	あらかじめ指定された職員
非常体制	対策本部が設置された場合	組織及び機能のすべてを挙げて国民保護措置を実施する。	全職員

2 この要綱に定めるもののほか、本部のもとに設置する体制、業務分担、各業務の運営要領等は本部長が別に定める。

第3章 桶川市緊急対処事態対策本部

（準用）

第7条 第3条から前条までの規定は、桶川市緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	桶川市国民保護対策本部	桶川市緊急対処事態対策本部
第4条(1)	桶川市国民保護対策本部長	桶川市緊急対処事態対策本部長
第4条(2)	桶川市国民保護対策副本部長	桶川市緊急対処事態対策副本部長
第4条(3)	桶川市国民保護対策本部員	桶川市緊急対処事態対策本部員
第5条 第6条	国民保護措置	緊急対処保護措置
第6条	武力攻撃事態等	緊急対処事態

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、桶川市国民保護対策本部及び桶川市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。